

寄付行為

財団法人懐徳堂記念会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人懐徳堂記念会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市中央区北浜3丁目3番8号に置き、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、近世大坂の町人によって創設された学問所である懐徳堂を中心とした教育・文化・学芸の調査研究を行うとともに、これらの調査研究を助成し、併せて、近世の学術文化の向上に貢献した懐徳堂の顕彰を図り、その伝統を継承して、我が国の学術の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 懐徳堂を中心とした講演会・講座等の開催
- 懐徳堂を中心とした機関誌及びその他図書の刊行
- 懐徳堂を中心とした近世文化の資料の収集・保存及び公開
- 懐徳堂先賢の調査・顕彰
- 研究・出版等の助成

六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の通りとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 資産から生ずる収入
- 三 事業に伴う収入
- 四 寄附金品
- 五 会費収入
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 一 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - 三 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録・貸借対照表・事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入金を行おうとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行うときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 14 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 役員、評議員及び職員

(役員)

第 15 条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 7 名以上 15 名以内（うち理事長 1 名及び常務理事 2 名）
- 二 監事 2 名

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会において選任し、理事は、互選により理事長及び常務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 17 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により常務理事がその職務を代理し、又は職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査すること

二 理事の業務執行の状況を監査すること

三 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること

四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

第 19 条 この法人の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数各々の 3 分の 2 以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において、議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第 21 条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員選出)

第 22 条 この法人に、評議員 15 名以上 20 名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 第 19 条及び第 20 条の規定は、評議員についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 23 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第 24 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第 5 章 会議

(理事会の招集等)

第 25 条 理事会は、毎年 1 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 26 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(評議員会の構成)

第 27 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

一 事業計画及び収支予算についての事項

二 事業報告及び収支決算についての事項

三 基本財産についての事項

四 長期借入金についての事項

五 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除く、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

六 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

2 評議員会の議長は、会議の都度評議員の互選で定める。

3 第 25 条第 1 項及び前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第 28 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

(運営委員会)

第 29 条 この法人は、第 4 条に掲げる事業を行うため、運営委員会を置くことができる。

第 6 章 会員

第 30 条 この法人の事業を後援育成するために、個人の普通会员及び個人又は法人の賛助会員を置く。

2 会員は会費を納めるものとする。

3 会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(解散)

第32条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第34条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 寄附行為
- 二 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- 三 財産目録
- 四 資産台帳及び負債台帳
- 五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 六 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- 七 処務日誌

八 官公署往復書類

九 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類及び同項第6号の書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第35条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、平成9年4月24日から施行する。

2 従来、懐徳堂友の会に属した権利義務の一切は、この法人が承継する。